

西尾市最低制限価格取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西尾市契約規則（昭和39年規則第29号）第15条の規定により、最低制限価格を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領は、一般競争入札又は指名競争入札に付する建設工事又は委託業務のうち最低制限価格を設けるものについて適用するものとする。ただし、総合評価競争入札に付する建設工事には適用しない。

(最低制限価格の額)

第3条 建設工事における最低制限価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「算出額」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額 10分の9.7

(2) 共通仮設費の額 10分の9

(3) 現場管理費の額 10分の9

(4) 一般管理費の額 10分の6.8

2 前項の規定にかかわらず、算出額が予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額を、算出額が予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額を最低制限価格とする。

3 委託業務における最低制限価格は、前2項の規定にかかわらず、必要があると認められる場合は、10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で市長の定める割合を予定価格に乘じて得た額を最低制限価格とする。

4 前3項の規定により最低制限価格を定めたときは、予定価格に併記しなければならない。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を定めたときは、一般競争入札については入札公告に、指名競争入札については指名通知書に最低制限価格を定めている旨を記載し、事前に入札参加者に周知するものとする。ただし、電子入札の場合は、電子調達システムにより周知するものとする。

(最低制限価格の公表)

第5条 最低制限価格の公表については、入札の開札後速やかに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず最低制限価格を公表することが競争の妨げになると判断したときは、公表を中止することができるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年3月23日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から適用する。